

自動車登録令の一部を改正する政令

自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）

第六条（自動車登録ファイル等）
第六條（略）

- 3 保存記録ファイルには、現在記録ファイルに記録した自動車に関する登録に係る登録事項でまつ消したものの他自動車に関する登録に係る登録事項で国土交通省令で定めるものを記録する。
- 4 国土交通大臣は、現在記録ファイルに記録した事項と同一の事項を記録する副現在記録ファイルを調製しておくものとする。

- 2 第三十六條の二（自動車登録ファイルの登録の回復）
第三十六條の二 国土交通大臣は、現在記録ファイルの登録事項の記録の全部又は一部が滅失したときは、副現在記録ファイルの記録により登録の回復をする。
- 3 国土交通大臣は、副現在記録ファイルの記録がないため前項の規定により登録の回復をすることができないときは、記録の滅失した自動車の範囲及び登録の回復の申請をすることができる期間（三月を下らない期間とする。）を告示する。
- 5 （略）